

## 愛知県立大学外国人留学生チューター制度実施要綱

### (目的)

第1 この制度は、愛知県立大学外国人留学生規程第7条第2項の規定に基づき、外国人留学生（大学院生を含む。以下「留学生」という。）に対して個別に正課外指導を行い、留学生の学習、研究効果の向上及び環境への適応を図ることを目的とする。

### (対象)

第2 チューターを付する留学生は、原則として1年次及び2年次の留学生とする。

### (指導内容)

第3 チューターは、留学生が学習目的を達成するための指導及び援助を行うとともに日常生活の助言等を行う。

### (実施方法)

第4 チューターは、原則として留学生1人を担当する。

2 チューターの年間指導時間は、120時間以内とし、指導回数は、原則として週2回以内（1回2時間以内）とする。

### (委嘱)

第5 チューターは、学部長又は大学院研究科長の推薦に基づき学長が委嘱する。

2 委嘱期間は、1年以内とする。

### (資格及び指導教員)

第6 チューターは、原則として留学生の専攻する分野に関連のある2年次以上の学生（大学院生を含む。）とする。

2 チューターに対する指導、助言等を行うための指導教員を置く。

### (手当)

第7 チューターには、予算の範囲内において決定される手当を支給する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。